

委員会設置・運営規定

第1条（目的）

一般社団法人日本ファミリーホーム協議会（以下「本会」という。）が、定款第30条により設置する委員会は、定款第4条に定める事業の円滑な遂行を図ることを目的とし、委員会の運営に関わる基本的な事項を本規定に定める。

第2条（委員会の設置と廃止）

委員会の設置及び廃止は、役員会の承認を得て行うものとする。

第3条（構成員）

委員会の構成員は次のとおりとする。

- 委員長：1名
- 副委員長：1名
- 委員：若干名
- 担当本部理事：1名

第4条（選任）

委員会の構成員の選任は、次のとおりとする。

1. 委員長は、理事または本会の会員の中から会長が選任し、役員会で承認を得るものとする。
2. 委員は、理事または本会の会員、及び必要に応じて外部機関の者から、委員長が選任し、役員会の承認を得るものとする。
3. 委員長は、必要に応じオブザーバまたは客員を委員会に招くことができる。

第5条（構成員の任務）

委員会構成員の任務は、次のとおりとする。

1. 委員長は、委員会を代表すると共にその委員会の業務を総括し、運営の情報等について役員会に報告する。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
3. 委員は、委員会活動に参画し、委員会運営に協力する。

第6条（任期）

1. 委員会の構成員の任期は2年とし、定時総会終了後2か月以内に改選を行う。ただし、重任を妨げるものではない。
2. 前項に関わらず補充または増員による構成員の任期は、原則として、前任者または現任者の残存期間とする。

第7条（委員会の開催）

1. 委員会は、委員会活動計画書に基づいて開催する。但し、当該委員長が特に必要と認めるときは、役員会の承認後、これを臨時に開催することができる。
2. 委員会は、委員長が招集し議長となる。

第8条（議事録）

1. 委員会の議事録は、当該委員会の委員が作成し、これを委員長が承認し議事録とする。
2. 委員会の議事録等は委員会内で共有すると共に、会長及び事務局長にも報告する。

第9条（経費）

委員会の運営経費は、本会の年度予算で定める範囲内で行うものとする。ただし、予算外経費の出費を必要とする場合は役員会の審議を経て、追加予算の措置を行うことができる。

第10条（旅費等）

委員会に関わる旅費等は、本会の出張旅費規定が定めるものとする。

第11条（研究会、専門委員会、ワーキンググループ）

1. 委員会はその議決に基づき、各種の研究会、専門委員会、ワーキンググループを設置する事ができる。
2. 研究会、専門委員会、ワーキンググループの名称は、それぞれの委員会において決定する。
3. 研究会、専門委員会、ワーキンググループの運営については、第4条から第11条の規定に準ずる。

第12条（委員長連絡会議）

1. 委員会活動の円滑な推進のため、委員長連絡会議を置くものとする。
2. 委員長連絡会議は、会長、副会長、事務局長、委員長をもって構成する。
3. 連絡会議は、会長が招集し議長となる。
4. 委員長連絡会議は、本会の役員会への出席をもって、これに代える事が出来る。

第13条（例外事項）

本規定に定めのない事項は、役員会の承認を受けるものとする。

第14条（改定）

本規定の改定は、役員会の承認を得るものとする。

附則

本規定は制定の日から施行する。ただし、令和4年10月1日より施行する。